

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.004

処 分 名	都市公園の行為許可
処 分 の 概 要	都市公園において、販売行為・業としての撮影・興業・協議会、展示会、博覧会、祭り等で一部を独占・花火・キャンプファイア等火気の使用等をしようとする者は市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市都市公園条例（平成 17 年条例第 150 号）第 3 条
審 査 基 準	<p>○許可行為が、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に許可が受けられます。</p> <p>○行為にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める使用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/kouen/shiyou.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市都市公園条例

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 飲食物その他物品を販売するため売店又は立ち売りすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、祭りその他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 花火、キャンプファイア等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。